

十津川村会計年度任用職員の募集について

(7時30分～16時00分勤務のパートタイム)

会計年度任用職員とは、令和2年度から新たに制度化された職で、一会計年度（4月1日～翌年3月31日）を超えない範囲で任用される非常勤の地方公務員です。一般職の地方公務員と同様に地方公務員法に定める服務規律、懲戒処分等が適用されます。

下記のとおり、令和6年度十津川村会計年度任用職員を募集しますので、希望される方は、十津川村教育委員会事務局までお申込みください。

●募集職種等

○調理員補助

勤務場所：村内小中学校

任用予定人数：若干名

勤務内容：学校給食調理補助

勤務区分：パートタイム

勤務日及び勤務時間：月～金曜日（月3日程度勤務） 7時30分～16時00分

※各学校から勤務依頼のあった日が勤務日となります。

休憩時間：勤務時間の途中に45分間

週休日：日曜日、土曜日

報酬額（時給換算）：時給1,050円以上

資格等：なし

●任用期間

採用された日～令和7年3月31日

※次年度以降は、意向調査や審査等に基づき再度の任用となります。

●報酬額等（給与）

給与改定により報酬額等が変わる場合があります。

●通勤費

通勤距離及び通勤回数に応じて支給します。

●時間外勤務

時間外勤務を命じる場合があります。

●労働保険

労働者災害補償保険又は公務災害補償等が適用となります。

●休暇

週の勤務時間や年間の勤務日数に応じた年次休暇（有給）、条例等の定めるところによる特別休暇（有給・無給）があります。

●服務・人事評価

常勤職員と同様に、服務の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務専念義務、政治的行為の制限が適用されるとともに、人事評価制度、懲戒処分、分限処分の対象となります。

●申込方法

「十津川村会計年度任用職員応募申込書（履歴書）」に必要事項を記載し、写真を貼付のうえ、十津川村教育委員会事務局に提出（郵送可）してください。

※提出された書類はお返しできませんのでご了承ください。

※以下に該当している人は応募できません。

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・十津川村職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過していない人
- ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- ・村税に滞納がある人

●申込締切

締切はありません。

※当該月15日までに申込をされた場合、合格であれば翌月から勤務となります。

●選考方法

書類選考及び面接を行います。

●選考結果

選考結果は郵送でお伝えします。（電話での問い合わせにはお答えできません。）

※選考等に合格した場合、任用日が到来するまでは「内定」として扱われます。

○お問合せ先

〒637-1333 奈良県吉野郡十津川村大字小原225-1

十津川村教育委員会事務局（TEL 0746-62-0003）